

事 務 連 絡
令和4年8月30日

輪島市立小中学校長 様

輪島市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数について、全国的にはこれまでに最も高い感染レベルが継続している状況となっています。昨日開催された第64回石川県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（別添 本部会議資料参照）において、感染拡大傾向が8月に入っても継続していること、病床使用率が50%を超え、予断を許さない状況にあること、救急車の救急搬送困難事案件数が急増していることから、県民一人一人が感染しない、感染させない対策をとる必要があることが確認されました。

学校では、2学期が始まり、人と人との接触が増え、感染リスクが高まります。学校における感染拡大を防止しつつ、学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障するためには、引き続き、基本的な感染症対策が重要となることから、教職員一丸となって対策にあたっていただきたいと思います。

また、児童生徒に対しては、始業式、朝の会や帰りの会・ホームルーム、養護教諭の指導等、あらゆる機会を捉えて、感染症対策について再度徹底するとともに、保護者に対しても、家庭での感染症対策を徹底いただくよう周知願います。

記

【基本的な感染症対策】

- ・「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」をはじめとした「新しい生活様式」の徹底を図る。
- ・毎日自宅で検温し、発熱等の症状がある場合は、登校や外出を控える。
- ・児童生徒、教職員本人だけでなく、同居の家族に発熱等の症状がある場合も登校や外出を控える。
- ・こまめに換気を行う。
- ・カラオケボックス等の遊興施設など、混雑している場所や時間を避け、感染リスクが高い場所への外出や移動は控える。
- ・都道府県をまたいで移動する際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底する。
- ・呼吸が激しくなる運動を行う際や、自転車・徒歩での登下校等、気温・湿度や暑さ指数が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上でマスクを外す。（6月16日付事務連絡（写）「夏季における児童生徒のマスク着用にかかる運用の徹底について」参照）
- ・授業や学校行事等、活動場面ごとの状況に応じた感染対策上の工夫を行う。

（合唱等については、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（令和2年12月10日付2文科初第1344号）」参照）

【飲食を伴う場面について】

- ・学校内外を問わず、食事中は、向かい合って着席しないようにし、座席の間隔をあけ、会話を控える。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店の利用は自粛し、なるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクを着用する。

【感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動について】

- ・以下に示す学習活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、実施する。
 - ◇児童生徒が長時間、近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - ◇室内で近距離で行う合唱、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等を含む管楽器演奏
 - ◇児童生徒同士が近距離で活動する、実験・観察、共同製作・鑑賞、調理実習
 - ◇児童生徒が密集したり接触したりする運動

【部活動について】

- ・部活動中に飲食する場合は、向い合わないようにし、会話を控える。
- ・部活動前後での集団での飲食は控える。
- ・人との接触を避ける観点から、部活動及び大会等終了後は速やかに帰宅する。
- ・部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合は、短時間の利用とし、時間差利用、身体的距離の確保に努め、会話を控える。
- ・大会等に参加する場合は、6月30日付事務連絡（写）「部活動の制限の解除について」で示した事項について改めて確認する。

【連絡体制について】

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患しているかどうかを確認するためにPCR検査等を受けることになった場合は、速やかに学校に連絡するよう教職員、保護者・児童生徒に徹底する。（休日等においても保護者からの連絡が確実に管理職に届くよう連絡体制を確認し、保護者に連絡先等を周知する。）
- ・陽性者判明後は、所定の様式により、保健所の施設調査に協力できるよう必要事項を速やかに把握する。
（令和3年9月30日付事務連絡に添付した、9月17日付教保第881号（写）参照）
- ・臨時休業期間が長くなる場合に備えて、児童生徒の健康チェック、課題等の指示、提供等について適切に対応できるよう Google Classroom 等の活用について事前に確認しておく。
また、児童生徒等がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、ICTの活用等により学習の機会を確保する。

【ワクチン接種への正しい理解の促進について】

- ・令和3年9月30日付事務連絡に添付した「話し合おう“ワクチン”のこと」を活用し、ワクチン接種に関する情報を伝え、正しい理解を深めるとともに、ワクチンの接種を受けていない人に対して差別的扱いをすることのないよう児童生徒に指導し、保護者に対しても理解を求める。

【体調不良の児童生徒について】

- ・体調不良の児童生徒については、これまで通り、以下のことが基本であることを徹底する。
 - ◇体調不良の場合は、無理をせずに登校を控え、自宅療養や医療機関に相談の上、受診する。
 - ◇登校後に体調不良を生じた児童生徒については、速やかに早退し、自宅療養や医療機関に相談の上、受診する。